

事実認定における経験則と論理則

—大森勸銀事件に即して（2）—

吉 弘 光 男
宗 岡 嗣 郎

- I はじめに
- II 判決と事件の概要
- III 自白の「真実（真理）性」判断—有罪と無罪の分水嶺（以上、前号）
- IV 事実認定における論理則と経験則（以下、本号）
- V 検察にとって「論理則・経験則」とは何であったか
- VI 結語

<引用判例>①東京地判昭和48・3・22判例集未公開、②東京高判昭和53・10・30判時1038・210、③最決昭和57・3・16判時1038・34

IV 事実認定における論理則と経験則

（1）検察ストーリーの非現実性—その童話性・マンガ性

1 審判決は未公開だから、前章では、2 審判決が 1 審との対比で事実認定をしている箇所に限定して、いくつかの事実認定を概観した。それを結論的にまとめると、本件公訴事実に示された検察官のストーリーは、捜査段階で採取された大量の自白「調書に・書かれた・事実」から適当に取捨選択して文章化されたものであり、何らかの物証から「K が犯人である」と推認しているのではない¹。初めに「K が犯人である」という「見立て」

1 もちろん「物証らしきもの」はあった。それは、事件現場のダンボール紙片に残された足跡痕が K の革短靴の足跡と「よく類似する」とした警視庁科学検査所の巡査部長 H による鑑定書である。1 審は H 鑑定を主たる根拠として有罪判決を導き、これを否定した 2 審判決は無罪判決を導き、最高裁は 2 審判決への賛同を明示した（③36）。H 鑑定は、既述のとおり、犯行現場にあった段ボール紙片に残された足跡痕の形状が湯河原の駐車場に乗り捨てられたブルーパードに残された被告人の革短靴の形状と「よく類似する」とした。しかし、H 鑑定に対しては、K の革短靴にある「三角鋸」が足跡痕に印象されて

があり、この「見立て」を肯定的に推認できるような供述調書を取っている。そして1審裁判官は検察ストーリーを全面的に肯定した。実際、「Kが犯人である」ことを示す物証は皆無であったから、本件では、K自白の「真偽」に対する1・2審裁判官の認識の差によって、有罪（1審）と無罪（2審）とに分かれたことになる。我国では、現在でも、物証のない裁判例はかなりあり、その場合、捜査段階での自白の「真理（真実）性」の認定が決定的なポイントになる。そして、残念ながら、自白の「真理（真実）性」の認定に妥当性を欠く誤判例は今も少なくない²。結局のところ、刑事裁判実務において、供述証拠の「真理（真実）性」の判定基準が明確にされていないからだと言える。

本件もそうであった。Kは、捜査段階で、捜査官から虚偽の自白を強要された。警察の直接的な「自白強要装置」である「代用監獄」から離れた時³、その時に初めて、Kは本件犯罪と無関係だと主張することができた。そして、その後の1・2審公判では、おそらく渾身の力を込めて、Kは「無実」を主張しただろう。ところが、1審では、Kの主張は裁判官に一顧もされなかった。1審は、Kの主張を斥け、ただ検察の主張だけを認めた。しかし、あらためて検察ストーリーを顧みて、その説得力を真剣に考え直してみればよい。検察ストーリーは、現実に「ありえない」事象を想定し、それを根拠として、独断論的にKの犯人性を推認していることがわかる。

たとえば検察ストーリーの端緒だけでも見直そう。起訴状によれば、故

くないことについて、その理由を「何ら指摘していない点で、重大な疑問」があるし（能勢弘之「誤起訴事件と自白」法セミ331号57頁）、また、よほど特別な靴底の形態でない限り、犯人の特定に関し、もともと足跡痕は決定的な証明力を持ち得ないことも意識しておくべきだろう。

- 2 検察官も自白「調書に・書かれた・事実」を取捨選択して公訴事実にとめる際に帰納的推論を多用するわけだが、検察官の推論（推理・推認）は、すぐ後で見るように、「無原則」というよりも、「デタラメ」であることが多い。
- 3 1970年10月27日に別件の窃盗容疑で逮捕され、警視庁荏原警察署に引致されたKは、10月29日に勾留状の発付を受け、それ以降、警視庁留置場に勾留されている。本件での逮捕・勾留そして公訴提起後も、身柄拘束の場所は警視庁留置場であった。「代用監獄」が活用されていたのである。参考までに、2審は、捜査段階で、Kが相当に過酷な状態に置かれていたことを認定している（②217以下）。勾留は、事実上、強制的な空間に置かれることだから、制度として、本質的に暴力装置であることを忘れてはならない。

郷の家具商からの借金10万円を返済するため、「金員を窃取しようと企て」たことが本件の動機とされている。そして、K は、勸銀大森支店から金を盗み出そうとして、その「通用門から南口通用口を経て、同店1階営業室内に侵入」した。このように検察ストーリーは始まる。検察によれば、この時、K は、ヤッパとプライヤーだけを持っており、勸銀大森支店の通用門のドアのハンドルを回すと門のドアが開き、さらに通用口のドアのノブを回すとドアが開いたので、支店の営業室内に入ることができた。しかし、断言できるが、我々が生きる生活世界において、このような事象は絶対に生起しない。これは、現実には「ありえない」事柄であり、デタラメな推認に立脚した独断論的なストーリーである。

その理由を簡単に示そう。第1に、10万円の借金を返すために、窃盗を考える者は少なくない。その種の人間は多数いる。しかし、その中でも、10万円を窃取するために、銀行の「金庫を破ろう」と発想する者は「皆無に近い」はずである⁴。実際、K には、金庫に関する知識はなく、金庫を解錠する技術もない。そうであるとすれば、一体どのようにして、K は「金庫破り」を発想しうるのだろうか。第2に、銀行に限らず、きちんと管理された建物であれば、深夜、門やドアが施錠されているはずだが、K は、ピッキングの器具（せめて堅固な針金）も持たずに、どのように建物の中に入る計画であったのか。通常の建物に常用されているシリンダー錠はプライヤーでは絶対に開けることはできない⁵。まして「金鋸の刃」を

4 たしかに「10万円の借金」は実在的事実である。したがって、この事実から、K が金銭の詐取や窃取を企図したことは、当時のK の野放図な行動パターンから見ても、妥当な推論だと言えるだろう（前稿Ⅱ（4）参照）。しかし、検察の推論では、K は、単に「金銭の詐取・窃取」を考えたのではなく、銀行の「金庫を破ろう」と企図したことになっている。しかも、検察は、この金庫破りという推論の妥当性を示す「根拠」となる事実を何も明示していない。つまり、根拠のない主張であり、蓋然的推論の体をなしていない。1つ1つ注記しないが、この種の誤謬は多々ある。

5 K が持っていたプライヤーは「ウォーターポンプ・プライヤー」であり、それは水道管や排水管工事に特化された工具である。ボルトやナットを締めたり緩めたりできるが、検察官が上告趣意書において「ドアのハンドルなどをこわすのに使う」（③51）ためと書いているような工具としては不適切である。そして、実際、ドアのハンドルはこわされていなかった（上告趣意書では、「通用門及び通用口のいずれも施錠されていなかった」ことになっている③118）。

改造した手製の「ヤッパ」は解錠の役には立たない。この2点を考えただけでも、Kが、ヤッパとプライヤーだけをもって銀行の金庫を破ろうと企図することは、あまりにも現実離れしたありえない想定だろう。この警察・検察ストーリーは、Kの所持品だけを見ても、それ自身が「ありえない」空想もしくは妄想の如き推論の産物であり、「独断論」であったと了解されよう。

ところが1審はこの検察ストーリーを「真」だと認定した。しかし、この検察の主張や1審の認定に、如何なる根拠があったのだろうか。検察も1審も、その根拠を明示していないので、推論の妥当性は判断し得ない。さらに、上に示したとおり、金庫に関する知識がなく、門やドアを解錠する道具も持たずに、Kが「金庫を破ろう」と発想する「ストーリー」は本当に「ありうるのか」という常識的な視点（つまり「経験則」の視点）から、検察官や1審裁判官が慎重な検証をしたとも思えない。これに対し、2審は、K自白の「真偽」を判断する際、その都度、犯行現場に残された「そこに・あった・事実」から、自白「調書に・書かれた・事実」は本当に推論しうるのかを検証している。つまり、2審は、既知の事実（つまり犯行現場の「そこに・あった・事実」）を根拠として、主張されている未知の事実（自白「調書に・書かれた・事実」）の「真偽」を検証し、結論的に、それは「偽」であると判断した。これは論理学における「帰納的推論」の検証だが、誰が犯罪事実を惹起したかという問題に答えるためには、既知の「そこに・あった・事実」つまり「確実な事実」を根拠として、そこから蓋然的に推論する以外ないだろう。ところが、既述のとおり（たとえば前稿Ⅲ（3）の①ないし③の供述）、1審は、Kの自白内容（未知の事実）の真偽を判断するために、その自白内容（未知の事実）が言明化された状況の「臨場感」や「具体性」を挙げただけであった。

1審は、K自白を「真」だと判断し、Kの有罪を認定した。しかし、その根拠となった事実は、自白「調書に・書かれた・事実」であって、その存在が証明されていないので、未確認の事実でしかない。つまり、未確認の事実から未確認の事実を推論しているだけだが、こうして作出された

ストーリーは童話か妄想でしかないだろう。実際、検察官は、Kが銀行の敷地内に入ろうとして「(通用門の) ドアーのハンドルを回すとドアーがあき」、次に、建物内に入ろうとして「ドアーのハンドルを回すとドアーがあいた」という童話のようなストーリーを作ってKを立件した⁶。ところが、1審の裁判官は、この童話のような検察ストーリーを全面的に肯定して、Kに無期懲役を言渡した⁷。

この童話のような空想によって組み立てられた検察官や1審裁判官の「思考」の法則（すなわち「論理則」）は、一体、如何なる内容であったのだろうか。このことを考えるのが本稿のテーマであるが、事実を認定するための「思考」の法則である以上、この「論理則」は記号的な言葉の法則ではありえない。「論理則」が言葉の法則でしかないのであれば、そこから、生活世界に生起する事象を考察することはできないからである。

（2）事実認定における論理則の意義—単なる「言葉」の法則なら認識に 役立つ

したがって、以下、本件1・2審判決を論理学の視点から再検証するが、「論理学」と言っても、大学で講義されているような「論理学」に依拠するわけではない⁸。本稿が「論理」とか「論理学」というとき、人間が日

6 本文の「(通用門の) ドアーがあき」、「(通用口の) ドアーがあいた」という認定は、Kの自白「調書に・書かれた・事実」から、1審が判決に引用した部分だが(②225以下)、実際、これでは「マンガ」の世界だろう。

7 しかも、Kに無期懲役を言渡した直後、1審裁判長は、「君はずっと無罪を主張してきた」と述べ、その後、「もし、やっていないければ仕方ありませんが、もしやっているのであれば反省して下さい」と言ったとのことである。大森勸銀弁護団+松永憲生『逆転無罪一宿直行員殺し』（現代史出版会、1979年）11頁参照。にわかには信じられない発言内容だが、これは自らの職責をまったく自覚しない官僚裁判官の言葉であろう。

8 言明の「真偽」の問題が主要テーマとなる学問領域は「論理学」の領域だから、事実認定を記載した言明の真偽についても、論理学からの検証は不可欠である。マルチン・ハイデガーは、「論理学以外には、真性を扱う学はただの1つもない」と述べ、真理の問題こそ、「ロゴスについての学（引用者補：ロギック＝論理学）の基礎的 주제」だと述べている。ハイデガー（佐々木亮／伊藤聡／セヴェリン・ミュラー訳）『論理学—真性への問い』ハイデッガー全集21巻（創文社、1989年）10頁以下参照。これは1925/26年冬学期のマールブルク大学の講義録であり、20世紀初頭に出版されたエトムント・フッサールの『論理学 I・II』をベースにしたオントローギッシュな論理学の解説である。

常的な経験世界において生起する事象について「語ること (=ロゴス)」の中に現れる「法則 (論理則)」や「体系 (論理学)」のことを指す。たとえば「裁判」でも、訴追者は、被告人が犯罪という事象を実行したと「語り」、被告人は訴追者に反論して「語る」場であった。そして、裁判官は、訴追者と被訴追者の「語り」を正しく理解し、両者が争っている事実関係を確実に認識 (認定) した上で、法規に従った結論 (判決) を出す⁹。結論が「有罪」であれば、裁判官は「罪となるべき事実」を「語り」、「事案の真相を明らかに」する。このような「語り」の中で、「帰納的推論」が多用されるが、ここでは、裁判官が「正しく事実を認識 (認定) するための推論の法則」としての「論理則」の意義を考えよう。

まず最初に確認すべきことは、20世紀を境に、論理学の対象たる「思考」あるいは「思惟」の内容が大きく変質したという哲学史上の事実である。エルンスト・トゥーゲントハットが指摘するとおり、近代の論理学は、デカルトに始まる近代哲学を反映して、基本的に「思考」や「思惟」を専ら心理学的な思考作用と解していた¹⁰。まさに、この点にこそ、デカルト的なコギトを絶対視する近代哲学の主観主義的誤謬があった¹¹。しかし、20世紀の論理学は、単に主観的な「思考作用」の法則性ではなく、「思考されたもの (Gedachten)」すなわち認識の「志向的な対象」との間で成り立っている「関係性」を考察の対象とする¹²。この変遷はエトムント・

9 この点、民事裁判も刑事裁判も同じだが、民事裁判の実務や理論では、かなり早い段階で、「語り」や「対話」が裁判の本質であることは意識されていた。たとえば、井上正三/高橋宏志/井上治典編『対話型審理—人間の顔』の見える民事裁判』(信山社、1996年)を参照されたい。

10 エルンスト・トゥーゲントハット/ウルズラ・ヴォルフ (鈴木崇夫/石川求訳)『論理哲学入門』(ちくま学芸文庫、2016年) 11頁以下、25頁以下等参照。

11 たとえばカントの論理学でも、新カント派のカント像が示すとおり、主観的な観念論の脈絡で理解されていた。しかし、カントは「カント主義者であったわけではない」(ハイデガー『論理学』前掲123頁)という名言を残したハイデガーによって、1927/28年冬学期に実施されたマールブルグ講義において、真理論を含めて、カントはアリストテレスやトマス以来のオントロジーを継承していたことが圧倒的な説得力で解説され、従来の新カント主義者によるカント像は崩壊した。ハイデガー (石井誠士/仲原孝/セヴェリン・ミュラー訳)『カントの純粹理性批判の現象学的解釈』(ハイデッガー全集25巻、1997年) 参照。

12 ハイデガー『論理学』前掲58頁。

フッサールの大著『論理学Ⅰ・Ⅱ』（Ⅰは1900年、Ⅱは1901年に初版）に由来する。先に「20世紀の論理学」と書いたが、それはフッサール以降の論理学のことである。

フッサールは、『論理学Ⅰ』で従来の心理学主義的論理学を徹底的に批判した後、『論理学Ⅱ』の冒頭部分で、我々は「単なる言葉」だけでは満足できないと述べ、「事象そのものに立ち返る（auf die “Sachen selbst” zurückgehen）」ことの必要性を宣言した¹³。フッサールは、ブレンターノから、スコラ学における「志向性」概念を継承し、この「志向性」概念と一体で、アリストテレスおよびアリストテレスを継承した中世スコラ学に由来する伝統的真理概念を認識論（論理学）の中核に据えた¹⁴。アリストテレスは、「存在するものを存在する」と「言う（＝語る）」こと、また「存在しないものを存在しない」と「言う（＝語る）」ことが「真」だと定義した¹⁵。つまり、真偽は、あくまでも言明化された認識（判断）の問題であり、しかも、認識者の「認識内容」と認識対象との関連性すなわち「志向性」の中で判断される。前章で用いた「真偽」に関する我々の判断枠組、すなわち自白「調査に・書かれた・事実」と犯行現場の「そこに・あった・事実」との一致において自白の「真理性」を判断する基準もまた、このアリストテレスの真理概念に立脚したものであった¹⁶。

13 エドムント・フッサール（立松弘孝訳）『論理学研究2』（みすず書房、1970年）13頁以下参照。「事象そのものへ」という言葉は、以後、フッサールに賛同する若き哲学者たちのモットーになった。

14 ハイデガー『論理学』前掲66頁以下、101頁以下、116頁以下参照。

15 アリストテレス（出隆訳）『形而上学（上）』（岩波文庫版、1959年）148頁以下参照。なお、トゥーグントハット／ヴォルフ・前掲278頁以下参照。本文に引用したとおり、アリストテレスは、「認識」すなわち「言う（つまり「語る）」ことが「認識対象」と一致するとき、その「語り」を「真」とした。トマス・アクィナスは、一方でアリストテレスの考え方（認識の「真」）を継承し、他方でアウグスチヌスの考え方（存在の「真」）をも取り込み、スコラのオントロジー的な真理概念を完成させた。トマス（花井一典訳）『真理論』（哲学書房、1990年）を参照。

16 カントやフッサールは基本的にアリストテレスの真理論を継承した。これに対し、ハイデガーは真理論の範囲を、アリストテレスのように認識の領域に限定せず、プラトンを介して存在の領域にまで拡大して考察している。ただし、その内容はかなり難解であり、本稿は事実認定における認識（言明）の真偽のみを考察しているので、存在領域での真理論にはふれない。ハイデガー（細川亮一／イーリス・ブッフハイム訳）『真理の本質について』ハイデッガー全集34

志向性とは「或るもの・へ・向かうこと」である。それ故、「志向性」概念を認識論に取り込むことによって、フッサール以降の認識論は、思考が主観的な「意識の内」に閉じ込められてしまった近代哲学（論理学）の心理学主義的枠組を超え出した。ここに、内在する人間の意識は「外的な・或るものに・向かう」というアリストテレス（＝スコラ学）の伝統的な認識論の「枠組」が復活した。こうして、フッサールは、諸事物が根源的に我々に与えられる形態は「知覚」によるとし¹⁷、認識の基本構造は、「外なる或る物」を「ありのまま」に「なまの姿」で捉える「知覚」だと断定し、この「知覚」すなわち「直観」こそが認識の核心だと位置づけた¹⁸。ここにオントローギッシュな認識論が復活した¹⁹。

このような認識論から見ると、犯罪の実行者は、実行行為に関する種々の実在的事実を知覚しているはずである（故意犯の場合）。あるいは、自動車の運転のように、それ自体は犯罪の内容ではないが、法益侵害結果を生み出すリスクのある所為を知覚しているはずである（過失犯の場合）。まさに人間の行動は「或るもの・へ・向かう」という志向性の中にあり、現実に犯罪を実行した者は、大小無数の実在的事実を視線に捉え、それを「見回した」り「見やった」りして、犯罪事実を文字どおり「なまの姿」で知覚（直観）していたはずである。

したがって、逮捕された K が真犯人であり、しかも K が任意に自白し

巻参照、ハンス・ゲオルグ・ガダマー（斎藤博／近藤重明／玉井治訳）『哲学・芸術・言語—真理と方法のための小論集』（未来社、2001年）58頁以下参照。

17 フッサール『論理学研究 1』（1968年）278頁。

18 「知覚（直観）」こそ、「事象そのものへ」というフッサールの主張を支える核心部分であった。ハイデガー『論理学』前掲105頁以下参照。ただし、フッサールやハイデガーらの現象学では、「直観」の概念内容はアリストテレス、トマスからカントに繋がる直観（感性的直観）とは異なり、感性的直観に限定されず、知的直観が肯定される。これは哲学的には大問題だが、本稿のように、論点が刑事裁判の事実認定に限定される限り、感性的直観だけしか問題にならないので（ハイデガー『論理学』前掲109頁参照）、本稿が知的直観の問題（つまり「現象学」そのものの問題）について論じることはない。また、本稿で「真偽」の問題を考察するとき、常に言明（認識）の真偽を考えている。そして、「言明の真偽」を考察する限り、言明内容と言明に含まれた志向的対象との意味論的一致の有無を判断基準にする以外、「真偽」の判断基準はあり得ないだろう。

19 フッサールのようなオントローギッシュな認識論では、「経験則」は同時に「論理則」でもある。

たのだとすれば、Kは、本件犯罪事実の隅々まで知覚（直観）しているはずだから、自白「調書に・書かれた・事実」の中には、誰にも知られていない「秘密」（と言うべき事実）が含まれていても不思議ではない。Kが強盗殺人を任意で自白したのであれば、犯罪事実の細部を秘匿する必要はないからである。たとえば、一体どのようにして、勸銀大森支店の通用口を通過したのかが明確に語られているならば、K自白は立派な「秘密の暴露」になる。そして、秘密の暴露があれば、誰もが知らない「秘密を暴露した」者として、それを語った者こそ、犯罪事実を熟知していた者（真犯人）だと推論されることになるだろう²⁰。

（3）事実認定における推論の擬装

刑事裁判において、「秘密の暴露」は、捜査官や裁判官が犯人を特定する重要なポイントである。しかし、周知のとおり、財田川事件の確定有罪判決が「2度突き」を「秘密の暴露」と誤認したように、我国の警察官や検察官は、「既知の事実」をあたかも「未知の事実」であるかのように装って「秘密の暴露」を擬装することがある。本件でも、検察官は、金庫室扉の「かんぬき」を抜き取るとき、ボルトを「どの方向に回したのか」につき、Kから自白を取っている。すなわち、12月4日付の検面調書には、ボルトが「右回しか左回しかわからなかったので、両方やった（引用者補：両方向に回した）」という供述が記載されている。検察は、翌5日のT鑑定書によって、ボルトには左右両方向に「ツール・マーク」が確認されたのだと述べて、K自白が「秘密の暴露」になると擬装したことは既述のとおりである²¹。こうして、検察は、K自白が「真である」と主張でき

20 秘密の暴露に関する我国の判例の研究として、守屋克彦『自白の分析と評価—自白調書の信用性の研究』（勁草書房、1988年）154頁以下参照。

21 前稿Ⅲ（2）を参照。なお、日本の捜査官は、古くから、この種の擬装を行っている。具体的には、さしあたり、浜田寿美男『自白の研究（新版）』（北大路書房、2005年）570—608頁を参照されたい。したがって、検察官が秘密の暴露を主張する場合、裁判官は、第1に、自白者が真犯人であれば、多くの秘密の暴露が遍在し、さもなければ、それは遍在しないという事実注目すべきであり、第2に、秘密の暴露と反対の意味を持つ「無知の暴露」の存在を緻密に検証すべきだろう。「無知の暴露」に関しては、浜田『自白の心理学』（岩波新書、2001年）176頁以下参照。本件の場合、検察は、通用門・通用口が無施錠であっ

たし、1審も同様に判示して、有罪判決を書くことができた。

ところで、Kの12月4日付検面調書の内容は、実在的なボルトに残されたツール・マークと一致したのだから、検面調書に記載されたK自白は「真である」という推論が成り立つ。しかし、この推論は論理的に「妥当」であるのだが、前章で確認したとおり、K自白は「真」ではなかった。つまり、論理的な「妥当性」は、所与の「前提（言明）」と「結論（言明）」の間で成り立つ「推論の性質」であるが、これに対して「真偽」は、言明それ自体の性質だから、言明の「真偽」と推論の「妥当」は無関係である²²。実際、本件の場合、捜査官は両方向に「ツール・マーク」の付いたボルトが残されていたことを知っていた（11月20日付捜査報告書）。つまり、捜査官は、その事実を知った上で、Kから、その事実の内容と一致した自白（12月4日付検面調書）を取り、Tに12月5日付のボルトの鑑定書を作らせた。その上で、検察は、11月20日付の捜査報告書の存在を隠して、Kに強要した「虚偽の自白」を「秘密の暴露」として「真の自白」であるかのように擬装した。

その結果、検察が期待したとおり、1審判決はK自白を「秘密性の暴露ないしはこれと近似するもの」（②221）だと錯覚し、そう判示した。既述のとおり、1審裁判官は「11月20日付の捜査報告書」を知らなかったので、この点、1審裁判官の錯覚に「仕方がない」側面はあった。しかし、他方、

たと主張した。事件当日の午後に勸銀大森支店に入入りした者らによって、午後3時40分ころまで通用門・通用口の施錠がなされていなかったことが確認されているということがその根拠であった。しかし、事件が起こったとされた時点で、通用門・通用口が無施錠であったことが証明されない限り、Kがヤッパとプレイヤーしか持たずに勸銀大森支店に侵入できたことの説明にはなっていない（②226参照）。したがって、Kが真犯人であれば、この点について、「秘密の暴露」が語られたはずである。また、金庫を解錠する知識も技術もないのに、何故、「金庫破り」を企図したのかについても「秘密の暴露」が語られたはずである。本件では、このような「秘密の暴露」が語られず、反対に「無知の暴露」が遍在していることに、注意しなければならない。

22 だから、「真」の命題から成る「妥当な推論」があるのと同様、論理的には「偽」の命題を含む「妥当な推論」もありうる。たとえば、「猫は細菌である。細菌は温血である。故に猫は温血である」という推論では、2つの前提（言明）は「偽」であるが、その結論（言明）は「真」であり、その推論は「妥当」だと言える。近藤洋逸・好並英司『論理学概論』（岩波書店、1964年）78頁以下参照。

検察の主張を見れば、少なくとも11月20日以降、自白「調書に・書かれた・事実」は捜査官にとって既知の事実であった。しかし、検察官は、12月4日のK自白が「秘密の暴露」でないということを知りながら、あらためて12月5日付のT鑑定書を作って、K自白を「秘密の暴露」だと主張した。したがって、検察の主張は、「真」ではなく、「偽」である²³。検察は、妥当な推論をしているが、虚偽の言明を推論の根拠として、Kを有罪にしようと画策したのである。

（４）事実認定における「明証性・十全性・補充性」

刑事裁判では、事実認定をする中で、既知の前提（典型的には「物証」）から未知の結論を導出する帰納的推論の妥当性がポイントになることも少なくない。しかし、1審が「ツール・マーク」の自白を「秘密の暴露」と認定したことから了解されるように、推論が妥当なものであっても、推論の前提が擬装された「偽」の内容であれば、1審判決と同様、「真」の結論（言明）は導出しえない。したがって、事実認定において、前提となる個別的な自白や目撃証言といった供述「調書に・書かれた・事実」の「真偽」が決定的に重要な意味を持つことになる。

この点、我々は、一貫して「調書に・書かれた・事実」が犯行現場の「そこに・あった・事実」と一致する時、その自白は「真である」と述べてきた。要するに、本稿は「真偽」の判断基準として「伝統的真理概念」に立脚しているわけだが、この定義に対しては、古くから「一致」の意義が不明確だとの批判があった²⁴。そこで、ここでは、フッサールが伝統的真理概念における「一致 (adaequatio)」を「十全性 (Adäquation)」という独自の概念で説明していることを参照しつつ、如何なる場合に、自白

23 調書の録取過程につき、細部の状況が不明だから確言しえないが、11月20日付の捜査報告書の内容を承知の上で、検察がTに12月5日付の鑑定を依頼したのであれば、検察官の行為は犯罪（刑法104条）を構成する可能性もありうるだろう。

24 トゥーゲントハット／ヴォルフ・前掲281頁以下、ゲアハルト・シェーンリヒ「対応説としてのカントの真理論」南山大学ヨーロッパ研究センター報13号45頁以下などを参照。

「調書に・書かれた・事実」が「そこに・あった・事実」と「一致」したと判定しうるのかについて、つまり「真偽」の判断基準の内容を確認しておこう。

そのための具体例として、本件が発生する前に M 所有のブルーバードを窃取し、乗り回した後、湯河原の駐車場に乗り捨てたという K の自白「調書に・書かれた・事実」の「真偽」を考えよう。K は、逮捕された時から、窃盗に関して、任意で「真」の自白をしていた。我々はそう断言し得るが、その根拠は K の自白「調書に・書かれた・事実」の圧倒的な説得力にある。すなわち、捜査官や被害者 M らが湯河原の駐車場に乗り捨てられたブルーバードを知覚（直観）した時、各自の眼前に、車内に残されていた K の皮短靴等やメーターに表示された走行距離等の事実、その他ブルーバードの車体それ自体に残された実在的な諸事実が姿を現わした。この時、「調書に・書かれた・事実」がまさに実在的事実として「現出」したところを知覚（直観）し、経験したのである。そして、その知覚（直観）によって、それらが K の自白「調書に・書かれた・事実」の内容と意味的に完全に（すなわち「十全的」に）「一致」することを経験的に確証し得た。フッサールは、このように志向的对象（この場合はブルーバード）が「現出」することを「明証性（Evidenz）」と呼び、現出した対象が言明と意味的に一致することを「十全性」と呼ぶ。つまり、明証性や十全性が明らかになれば、圧倒的な説得力をもって、自動車窃盗に関する K 自白は「真」だと判断される。

このように、フッサールの基準では、自白内容として調書に記載された「言明の志向的な対象」が知覚（直観）しうる対象として実在し、捜査官（や被害者 M、および被疑者 K）らが知覚（直観）した M の「ブルーバードに残された実在的な諸事実」と「調書に・書かれた・事実」とが事実の意味として「十全的に一致する」が故に、K 自白は厳密に「真」とされる。フッサールは、伝統的真理概念の論者と同じく「物と知性の一致（*adaequatio rei et intellectus*）」という標語を使い、言明化された認識や判断（すなわち「知性」）の内容と意味的に一致（符合）する事象として、

知覚（直観）しうる事象（つまり実在的な事象）があることを要求する²⁵。フッサールが認識の「真理性」に対して要求する「明証性（明証的）」とか「十全性（十全的）」とは、言明化された知的判断（認識の内容）と意味的に完全に一致する「事象」が「現出」することである。

以上のことを前提に、窃盗に関するKの自白調書を見ると、そこには知覚（直観）し得る「対象」が多く含まれており、しかも、その事象は現実に我々の眼前にあって知覚（直観）されている。つまり、自白「調書に・書かれた・事実」の「真偽」を判断する決定的な基準として、その言明の中に認識対象である事象が明記され、しかも、その事象が現実に我々の前に現出し²⁶、部分的な現出形態であったとしても、現出により明証化していることが必要である。つまり、自白の「真理性」とは、自白調書に言明化された事象が知覚（直観）しうる実在的事実として現出する程度（明証性の程度）に応じて決まる。この点、ブルーバードや猟銃の窃盗に関する自白調書の言明は「真」だと言える。

これに対し、宿直行員の殺害に関する自白調書を見ると、現実に知覚（直観）しうる対象事実は宿直行員の遺体と掃除機の「コード」だけしかない。しかし、自白「調書に・書かれた・事実」を見ると、それは被害者の遺体に残された「コードの現実（巻き方）」と一致しない。我々は、現実に、自白「調書に・書かれた・事実」と意味的に一致（対応）する事象

25 フッサールの論理では、実在的な物（＝直観の対象）が与えられて、しかも十全的に与えられて（＝「まさに思惟され命名されているがままに与えられて」）、厳密な「一致」が成立するのである。たとえばフッサール『論理学研究4』（1976年）119頁以下、138頁以下参照。

26 「現出（Erscheinung）」は、直観される対象が「姿を現す」こと（「現れ方」）を指す。この「現出」を直観者の側から見ると、対象の「見え方」（これをフッサールは「射映（Abschattung）」と言う）のことになる。たとえば、我々が「この机」を知覚（直観）するとき、それを上から見るか横から見るかによって、その都度、この机の「生身のありありとした現存在についての意識」の内容は異なる。それを横から見た時、この机の「射映」は上から見た時の「射映」とは異なる。さらに、少しずつ角度を変えて見れば、その都度、異なった「見え方」が集積されて、認識の精度は上昇する。しかし、その間、「この机」は「不変化のままとどまる同一の机」であり続ける。つまり、フッサールに拠れば、「この机」の知覚は常に連続的に変化する多様な形で直観される「知覚」の集合である。フッサール（渡辺二郎訳）『イデーンⅠ-1』（みすず書房、1979年）176頁以下参照。

を知覚（直観）していない。次に「ヤッパ」はどうだろうか。「ヤッパ」は多くの調書に言明化されているが、残念ながら、それは対象として「現出」していない。つまり、自白「調書に・書かれた・事実」としての「ヤッパ」は品川埠頭から沖に投げ捨てられたことになっており、我々はこの「ヤッパ」を知覚（直観）しえない。だから、「ヤッパ」についての言明は、その意味を知覚（直観）的に把握しえない言明であり、思考はできるが、対象としての内容がなく、単なる「表象」であり「空虚」である。

それ故、この言明（「ヤッパ」に関する自白内容）に明確な意義が与えられるためには、そこに、新たな知覚（直観）の対象が書き加えられなければならない。フッサールはこの知覚の対象を「書き加える」作用を「意味充実」と呼ぶが、それは「ただ直観によってのみ可能」だと言う²⁷。しかし、警察も検察も、このような意味充実を行わなかった。そして、そうである限り、この「ヤッパ」は「直観を欠いた空虚な」意味志向にとどまり、志向的对象との一致により判定される「真偽」の対象になりえなかった。プレイヤーに関しても同じことが言える。

（５）事象に即した蓋然的推論の必要性

フッサールは認識の原点を知覚（直観）だと考えた。したがって、直観の重視は、当然、蓋然的な推論に対しても当てはまる。現実の刑事裁判では、本件のように、帰納的な蓋然的推論によって未知の事実を導出することは普通に行われている。そのこと自体がもっと注目されるべき問題点であるが、この種の推論に依拠する場合、直観とは無関係にありうる「空虚

27 フッサールは、『論理学Ⅱ』で、「現象学と認識のための諸研究」として6本の論稿を書いているが、その最初の論文（「表現と意味」）で、この「意味充実（Bedeutungserfüllung）」について論じている。フッサール『論理学研究2』9頁以下、33頁以下、47頁以下。なお、「意味充実」との関連で補足すれば、この「ヤッパ」の意味内容については、そのレプリカを作ることによって、一定の意味充実ができる。この「ヤッパ」の素材・形態・作り方もわかっているのだから、レプリカを作れば、それを知覚（直観）しうる。そうすれば、この「ヤッパ」で宿直行員の遺体に残された創傷（特に刺創）が可能であったか否かがわかる。警察・検察ストーリーでは、この「ヤッパ」が犯行の道具に使われているのだが、レプリカを知覚（直観）すれば、その空想性が自明になるだろう。

な可能性」に立脚すべきではない。フッサールによれば、この「書きもの机」を上から見れば、「今は見えていない下面において10本の脚を持つ」と推論することは可能だし、その推論に形式論理上の矛盾はない²⁸。しかし、だからと言って、刑事裁判実務で、この種の「空虚な可能性」によって可能的推論をすることは許されない。何故だろうか。この推論は知覚（直観）に支えられていないからである。

フッサールの事例では、「この机」は、上から知覚（直観）されており、天板の部分のみが「現出」している。そうすると、直観に与えられた天板のサイズから、この机に「4本」以上の脚が必要だと考える理由は全然ないし、何よりも、「10本脚の書きもの机」という「物」を知覚した経験は誰にもないだろう。したがって、我々が生きる「生活世界」では、よほど特殊な事情が知覚（直観）されないかぎり、「10本脚の書きもの机」の存在可能性を推認することはできない。それは、深夜、普通に管理された建物に侵入しようとして、ヤッパとプレイヤーだけを持って、シリンダー錠を壊そうと企図する者はいないという推論と同じである。だから、もしフッサールがKの建造物侵入に関する本件検察官の主張を聞けば、通用口のドアが開き、最終的には金庫も開くという童話的な「可能性」に「動機づけられ」て行動する者はいないはずだと反論しただろう。

このようにフッサールは「可能性」を「空虚な可能性 (leere Möglichkeit)」と「動機づけられた可能性 (motivierete M.)」の2種に分類した²⁹。たとえば、小さな「書きもの机」を上から直観して、この机に「4本の脚がある」と推論することは経験世界の中で「動機づけられた可能性」に立脚しているが、「10本の脚がある」と推論することは「空虚な可能性」に立脚していると言う。つまり、「動機づけられた可能性」は事象の現実性に支

28 フッサールは、この種の想定が立脚する可能性を「空虚な可能性」と呼び、「形式的論理的可能性」とか「数学的形式的無矛盾性」などと説明している。フッサール『イデーンⅠ-2』293頁以下。

29 フッサール『イデーンⅠ-2』294頁以下。そして、これは、カントが「可能性」を「論理的可能性」と「実在的可能性」に分けて考察したことと完全に一致する。カントの可能性概念に関しては、吉弘／宗岡・前掲8頁、51頁などを参照されたい。

えられた可能性判断であり、「空虚な可能性」は、現実とは切り離された思考のレベルにおいて、「考えられないことはないだろう」という論理的無矛盾性に基づく判断でしかない。フッサールの論理学が「直観」を認識の原理として、少なくとも事実の存否を認定（認識）する場合、空虚な可能性による推論の「真理性」を否定したことは高く評価されなければならない。金庫の解錠法を知らずに、「金庫破り」へと動機づけられる人間はいないからである。

そして、フッサールの約120年前、カントが「直観なき概念」は空虚だと断定して³⁰、「概念的可能性（論理的可能性）からただちには物の可能性（実在的可能性）を推論してはならない」と警告したことを想起すべきである³¹。事実の認識（認定）が知覚（直観）の対象たる実在的事実から切り離されるならば、たとえば本件1審のように、Kが勸銀大森支店に侵入する際、通用門のハンドルを回せば門が開き、通用口のドアノブを回せばドアが開いたと検察官が述べたような「空虚な思弁」の中で審判が進むことになる。このような審判が誤判に帰結することはあきらかだろう。カントやフッサールは、この種の「内容なき思弁」の中では、ありとあらゆる独断や欺瞞が成り立つことに警鐘を鳴らしたのであった³²。

30 カント（有福孝岳訳）『純粋理性批判（上）』カント全集4巻（岩波書店、2001年）129頁以下。

31 カント・前掲（中）カント全集5巻285頁参照。なお、フッサールへと繋がるカントの理解に関しては、ハイデガー（石井誠士・仲原孝・セヴェリン／ミュラー訳）『カントの純粋理性批判の現象学的解釈』（創文社、ハイデッガー全集25巻）203頁以下参照。

32 実在的可能性の考え方は、カント以後の哲学史の中で、ヘーゲルの『大論理学』によって本格的に展開された。なお、我国でも、1980年代には、リストに由来する具体的危険説の主観主義的性格を根底的に否定し克服するため、実在的可能性概念に立脚した危険概念（実在的危険概念）が展開されたが（宗岡嗣郎『客観的未遂論の基本構造』＜成文堂、1990年＞参照）、残念ながら、当時の刑法学に対し、ほとんど影響を与えることはできなかった。

V 検察にとって「論理則・経験則」とは何か

（1）認識論と犯罪の認定

犯罪という現実的な事象はどう認定（認識）されるのかという問題意識から、特にフッサールの論理学に依拠して、まず、言明化された自白「調書に・書かれた・事実」の真偽について、次に、可能的推論の妥当性について若干の考察を行なった。これらの判断や推論を誤ると、時に重大な事実誤認をもたらし、誤判の原因となることも少なくない。したがって、判断や推論などを誤らないためにも、公訴を提起する検察官や審判を主宰する裁判官が「論理則」や「経験則」を逸脱しないように細心の注意を払うべきことは当然のことである。

最高裁も、最初期から、事実認定における論理則・経験則の重要性を強調している。たとえば、初期の大法廷判決には、自白の任意性が問題となるべき証拠構造をもったケースにおいて、経験則違反を理由に原審判決を破棄し、差戻したケースがある。最高裁は、捜査を担当した5名の警察官の原審における公判供述などから、捜査における「強制若しくは拷問」を「推認させるような幾多の証人の供述」があったと認定した。通常、被告人が「強制若しくは拷問」の主張をしても、警察官は「そのような事実はない」と証言するので、実務上、この警察官の証言が被告人の主張を斥ける理由になる。しかし、このケースでは、複数の警察官が、暴行や手錠をしたままの取調べが存在したという被告人の主張と一致する供述を公判で行った。このような場合に、「各警察官自身の以上のごとき供述を以て、措信するに足らないものとしたのであるならば、それは原審のいわれなき独断であって、経験則に反する判断といわなければならない」として、経験則違反を理由に、被告人を有罪（懲役15年）とした2審判決を破棄し、差戻した³³。

33 最大判昭和26・8・1刑集5・9・1684参照。なお、このケースでも、斎藤悠輔裁判官らが経験則違反はないとの反対意見を書いている。つまり、どの証拠（供述調書）を信用するかは「経験則の問題ではなく、全く単なる原審の裁量

ところで、この大法廷判決を含めて、我国の刑事裁判実務では、論理則・経験則の逸脱を理由として有罪判決を破棄することは少なくないが、それは、破棄された「判決が合理的でない」という理由に尽きるという指摘もある³⁴。たしかに、有罪判決の中には、上の大法廷判決が指摘するような「独断」は少なくないし、刑事裁判実務の現実には、本件1審判決がそうであったように、検察官の独断的主張が簡単に肯定されていくこともある。死刑の確定判決に対する再審無罪判決が続いたとき、最高裁判事であった谷口正孝は、それらの事件は、「普通の社会人の理解からすれば、当然無罪になるべき事件」であったのに、「どの裁判所もが有罪の判決を繰り返してきたことに、むしろ驚きすら感じる」と述べた³⁵。ここにいう「普通の社会人の理解」の基盤にあるものが「論理則」であり、「経験則」である。

実際、谷口が指摘するとおり、再審によって覆された4件の確定した死刑判決には、常識的に考えて論理則・経験則に反する多くの事実認定があった。そして、その部分を再検証すると、ほとんど「すべて」と言えるほど多くの箇所が警察・検察のストーリーに組み込まれた「事実」だということを了解しうるだろう。実際、本稿でも考察したが、Kは、銀行の金庫に関する知識もなく、解錠の技術もないのに「金庫破り」を企図し、しかも、通用門・通用口の解錠の道具すら持たずに実行に着手している。このようなKの行動は、「普通の社会人」から見ると、あきらかに普通ではなく、一般的な「経験則」に合致しない。ところが、本件の上告に際し、検察は、2審判決が「論理則」や「経験則」を逸脱していると書いていた。「いわれなき独断」は、2審判決なのか、検察もしくは1審判決なのか。本章では、そのことに一応の結論を出そう。

選択に属するところであり且つその信用するかしないかの理由は判決に示す必要がない」として、原審判決に違法はないという趣旨であった。最高裁判事は、司法制度上、最大の職権をもつ者だが、斎藤の見解を読むと、斎藤の法律家としてのレヴェルがどれほど低いものであったかを如実に理解し得る。自由心証主義を完全に誤解している。

34 斎藤朔郎『事実認定論』(有斐閣、1956年) 88頁。

35 谷口正孝が「当然無罪になるべき事件」としたのは、免田事件を初めとする4つの死刑判決のことである。谷口『裁判について考える』(勁草書房、1989年) 96頁以下参照。

（２）全証拠を総合した「全体的な判断」とは何か

本稿が検討してきたとおり、K 自白の「真偽」につき、1・2 審の評価が分かれた。1 審判決は検察の主張する「事実」を「真」としたが、2 審判決は、警察・検察ストーリーを構成する核心的な「事実」を1つ1つ検証し、「調書に・書かれた・事実」が犯罪現場の「そこに・あった・事実」と一致しないことを示し、警察・検察ストーリーを「偽」と認定した。これに対し、検察は長文の上告趣意を書き最高裁に上告した。その上告申立の趣意において、2 審の事実認定は、「全証拠を総合して全体的な判断をすることなく、各証拠を個々別々に切り離して評価」しており、そこに誤りがあると明記している（③53）。この検察の指摘は、かつて松川事件の第1次上告審である最高裁（大法廷）判決において、最高裁長官・田中耕太郎が展開した「木を見て森を見ない」という論理の再現であった³⁶。

この「木を見て森を見ない」という論理は、検察官のみならず、一部の裁判官にまで強く支持されている。たとえば、札幌高裁長官を務めた石井一正も、事実認定をするとき、「まず、比較的客観的な証拠や多数の証拠が指し示す、いわば動かし難い事実を挙げてみるのが有益」であり、それによって、「木を見て森を見ない」という「誤った」証拠判断を避けることができると説く³⁷。しかし、事実の認識（認定）の「真偽」を考察するとき、「調書に・書かれた・事実」の1つ1つの言明の「真偽」を考察する以外に、検証の方法はない。それを「木を見て森を見ない」と批判することはあきらかに誤謬である。

すでに述べたとおり、事実認定において帰納的（蓋然的）推論は多用されるが、推論自体が妥当であったとしても、推論の前提となった言明が「偽」であれば、「真」なる結論（言明）は導出されない³⁸。つまり、論理

36 松川事件大法廷判決および田中耕太郎の論理については、吉弘／宗岡・前掲147頁以下参照。

37 石井一正『刑事事実認定入門』（判例タイムズ社、2005年）52頁以下参照。

38 もちろん、既述（本稿IV（3）注22を参照）のとおり、「偽」なる前提（命題）から「真」なる帰結（命題）を導出することも可能だが、それは前提命題の「真偽」を考察していないからであって、まず前提命題の「真偽」を検証しておけば、十分に回避できる問題である。

的推論の妥当性はきわめて重要なポイントであるが、それ以上に、推論の前提となった言明の「真偽」に注目しなければならない。したがって、自白を含む供述証拠が事実認定に採用される場合、それが「真」であると証明されていることが絶対の前提である。個別的な各供述の「真偽」が明確にならないまま、裁判官が「事件全体の大局的判断をひとまずしてみる」(石井) ことの危険性を認識すべきだろう。

裁判官や検察官が書いた事実認定に関する書物を見れば、ほぼ例外なく、「事実の認定は証拠による」(刑訴法317条) という証拠裁判主義の原理が強調される。これは、間違いなく「正しい」主張だが、きわめて「不正確な」主張でもある。正確に表示すれば、事実の認定は「適法に取り調べられた証拠に基づく」べきであり、「訴訟手続のふるいにかけてきた、社会的・客観的に信頼しうる資料のみに基づく」いて行われなければならない³⁹。本件もそうであったが、検察は膨大な書証を積み上げるが、正確な「真偽」の検証を経していない供述調書がどれほど「多数」あったとしても、そこから、「動かし難い事実を挙げてみる」ことはできないし、「事件全体の大局的判断」を形成することはできない⁴⁰。

(3) 検察の推論は「調書」が支えている

先に「検察官は膨大な書証を積み上げる」と記した⁴¹。何故か。物証が

39 これは、本件2審の裁判長であった岡村治信が指摘することだが、まことに正当である。岡村『裁判官の仕事』(光人社、2001年) 27頁以下参照。

40 もちろん、物証であるとか、検察と被告人の双方が認め、かつ、情理的に不自然・不合理ではない証拠、さらには鑑定結果など客観性のある証拠によって明らかに認められた事実などを「動かない事実」と考えて事実認定に臨むことは不当でない。虎井寧夫『令状審査・事実認定・量刑—刑事裁判官の思索と実践』(日本評論社、2013年) 183頁以下参照。守屋克彦編『日本国憲法と裁判官』276頁以下参照(虎井執筆)。

41 日本の警察が作る書証はほとんど言明の真偽を無視している。その典型は松川事件で作られた大量の自白調書である。松川事件の大法廷判決は、諏訪メモの出現によって、2審の有罪判決の前提となった2つの連絡謀議の存在が否定されたことから、原有罪判決を破棄し、差戻した。この時、田中耕太郎は、反対意見の中で、他の証拠により『謀議』の存在を肯定できる」として、合計6本の裁面調書と検面調書を挙げている。もちろん、田中は、これらの調書が「真」であることを前提に発言している(最大判昭和34・8・25判時194・19)。田中のような裁判官が誤判を生み出すのは当然だと言える。

ないから、書証で誤魔化すことが少なくない。実際、本件では、物証はほとんどなく、特に、犯行とKを結び付けることのできる物証は現場に残された段ボール紙片の靴跡痕だけであった。だから、自白調書の真偽が決定的なポイントになったが、個別的な自白の真理（真実）性を支える物証もなく、自白調書の真実性を他の供述証拠で支える以外になかった。

たとえば「ヤッパ」の例を見ると、ヤッパは品川埠頭沖に捨てられ、発見されなかったけれども、ヤッパに巻かれていたガーゼの包帯があり、Kは、事件の前日17日に、横浜市港北区のあたりで「ヤッパに巻いてあった長さ1メートル、幅約3センチの包帯」を「自動車の窓から右手で捨てた」（12月12日付員面）と供述していた。そして、警察は、Kを同行させて正確な場所を特定し、裏付け捜査として近辺の住民に「聞き込み」をした結果、ガソリンスタンドの従業員から「昭和45年10月19日か20日の午前7時30分ころ、……東横石油敷地内を掃除していたところ、敷地と道路境界付近にガーゼの包帯が丸められた状態で落ちていたのでそれを拾ってポリバケツに捨てた」との証言を得て、それを調書（12月18日付員面）にとってKを立件（12月21日）し、その後、同旨の検面調書（12月26日付）まで作成している。

こうして作られた書証は、証拠の薄さをカバーしようとする捜査官の努力だろうが、検察は、この従業員の供述が「真」であることを実証していない。もっとも、百歩を譲って、この従業員の「包帯を拾った」という供述が「真」であると証明できたとしても、その包帯がKの捨てた包帯であるか否かは不明である。さらに、それ以前に、そもそもMの内妻の証言では（12月14日付員面）、巻きつけたのは「包帯」ではなく「ガーゼ」であり⁴²、ヤッパに包帯が巻かれていたことの真偽も不明であった。要するに、警察・検察は様々な書証を作って、あたかもKが当該ヤッパを持っていたかのように主張しているが、各々の書証に記された言明が「真」であることは証明されていない。しかし、上告趣意を見ると、検察

42 立件後の昭和46年1月6日付の員面調書でも、巻きつけたのは「ガーゼ」だが、「包帯を巻くようにくるくると幾巻きか巻いた」と供述している（③93）。

官は、この従業員が見た「ガーゼの形は被告人が捨てたものときわめて類似」していることに依拠して、「偶然の出来事とは到底考えられない」と述べ、作業員が拾った「ガーゼ」とKが捨てた「ガーゼ」は同一である蓋然性が高いと強く主張した(③113)。フッサールが、この種の蓋然性を「空虚な可能性」と呼んだのは既述のとおりである。

検察の上告趣意には同様の主張が多い。たとえば、Kは、本件犯行時に使ったビニール製手袋について、本件犯行の翌日、「荏原町駅近くの駐車場に投棄した」と自白していた(12月10日付員面)。そして、その裏付け捜査で、ガーゼの場合と同じく、駐車場の管理者から「10月20日午前10時ころ同駐車場入口左側扉の下付近にビニール手袋が落ちているのを見て、これをゴミ用ポリバケツに捨てた」という供述を得た(12月15日付検面)。上告趣意はこれを「K自白の真実性を裏付ける重要な証拠」だと述べている(③114以下)。さらに、犯行に使ったプライヤーについても、Kが「本件プライヤーを使用し」て、かつての勤務先の陸運会社にあった「陸送車輛14台のヒーターコックを開けた」旨の供述調書を取り(12月10・11日付員面)、当該プライヤーのツール・マークの有無を調べる裏付け捜査を行ったところ、14台の内1台のヒーターコックから自白内容に一致するツール・マークが発見されたとして、K供述の真実性を高めようとした(③115以下)。

しかし、ビニール手袋は、10月19日、横浜の友人Sと共に実行したG車からの通帳窃盗の際に使用した物であり、Kはその窃盗事件を認めている。それ故、駐車場でビニール手袋が落ちていたという管理者の証言が「真」であると証明されても、その手袋は本件強盗殺人事件で使用されたことの証明にはなっていない。また、犯行に使ったとされるプライヤーは品川埠頭沖に投棄されたとされており、実在しない。そうである以上、証拠とされる「ツール・マーク」と一致するかを検証する対象がなく、本件金庫室主扉の軸受金具の六角ボルトに付けられた「ツール・マーク」と同様、その真偽の認定は不可能である。

このように検察の主張は、そのすべてが供述「調書に・書かれた・事

実」から推論されたものでしかなく、推論の前提となる各言明の「真偽」はまったく検証されていない。結局、検察は、真偽の明確でない未確認の前提から K が犯人であるという主張を導出しているのであり、「推理（引用者補：「推論」に同じ）の論拠とされる事実は明らかに証明されなければならない⁴³」という論理則を完全に無視しているのである。

（４）「空虚な可能性」に立脚した推論

既述のとおり、本件では、現場に残された段ボール紙片に印象された靴跡痕があり、それが唯一の物証であった。1 審は、警視庁科学検査所の H 鑑定を根拠に、この靴跡痕は K の革短靴によって印象されたと認定し、K 有罪の根拠とした（②236）。しかし、2 審は、H 鑑定の内容を検証し、その信用性に疑問があるとして斥け、名古屋保健衛生大学教授 M に新たな鑑定を命じた。M 鑑定書は、第 1 に、本件段ボール紙片には、4 個の靴跡痕が印象され、その内の「(a) (b) は同一の靴痕と推定され」、また「(c) (d) も同一靴痕と推定されるが、(a) (b) とは異なる」と判定した。第 2 に、K の革短靴には「三角鋏」が打たれていたのだが、そのような靴で段ボール紙片を踏むと、「実験では、75パーセントの割合」で、「三角鋏」の跡が印象された。したがって、段ボール紙片に残された 4 個の靴跡痕に、「三角鋏」痕がない以上、K の革短靴は 4 個の靴跡痕とは「異なるものと推定される」という鑑定結果であった（②236以下）。

M 鑑定が明示した第 1 点は、犯人が複数犯であることを示し、第 2 点は、現場に残された靴痕跡が K の革短靴と無関係であることを示している。つまり、M 鑑定は、本件を K の単独犯だと「見立て」た警察・検察ストーリーを根底から覆すものであった。したがって、当然、検察は M 鑑定を全面的に否定すべきことになる。そして、実際に、上告趣意書の中で、検察は大量の紙幅を使って M 鑑定を批判している。しかし、何故か、M 鑑定の上記 2 つの核心部にほとんど触れていない。

43 青木英五郎「証拠評価の方法—自由心証主義における論理法則および経験法則の分析」著作集 I（田畑書店、1986年）97頁以下、99頁参照。

特に、第1点に関しては、反論らしい反論は見られない。また、第2点についても、段ボール紙片に残された足跡痕に「三角鋏」の印象はないが、それに対する反論は、靴底が印象される際の体重のかかり方の相違等の「条件次第によって印象されたりされなかつたりするものであることは自明の理であって、常に印象されなければならないという道理はない」と述べるだけである(③74)。しかし、このような反論は、本件の具体的な事実関係を捨象した「論理的可能性(カント)」もしくは「空虚な可能性(フッサール)」に立脚した反論であって、「直観による補充」のない空虚な表象を語るだけである。

上述のとおり、M鑑定では、種々のケースを想定して実験した結果、75パーセントの割合で「三角鋏」痕が印象されたと記されていた。したがって、M鑑定を批判・克服するのであれば、本件の具体的な事実関係に即して、「三角鋏」が印象しないことに相当な蓋然性があることを証明すべきであった。たとえば「盗品の近接所持」が認められる場合のように⁴⁴、検察は、経験則に従って、「三角鋏」痕が段ボール紙片に印象しないことが十分に「ありうる」ことを論証しなければ、上告が受け容れられることはないだろう⁴⁵。

しかし、上告趣意を見れば、実に多くの箇所、検察は「論理的可能

44 盗品の「近接所持」は窃盗犯人の「事実上の推定」だが、これを認めた最近の例として、名古屋高判岡崎支判令和2・10・9TKC25569129参照。この判決では、「被害が発生した当日又は翌日」に、被告人が「被害品の1部を所持しこれらの売買を図って」いたが、このような場合、「被告人が犯人であるとする直接的な客観的証拠はないものの」、被告人を犯人とした「原判決の判断に、弁護人のような事実誤認は認められない」とし、経験則上、「近接所持」の法理を肯定した。

45 実際、最高裁は、Kの革短靴の踵部後尾に打ち込まれた「2辺が約1.5センチメートル、他の1辺が約1.2センチメートル」の「三角鋏」が靴底(踵部の底面)より若干浮き出ているという「そこに・あった・事実」を直視し、「(本件)段ボール紙片の靴跡には、踵部後尾まで印象されているものについてみても、肉眼では右三角鋏に対応する圧痕、印象痕を確認でき(ない)」ことを指摘している。そのうえで、H鑑定が、Kの短靴による印象実験の結果三角鋏痕が印象されることを確認してそれを指摘しているにもかかわらず、「段ボール紙片の靴跡については三角鋏痕の痕跡を何ら指摘していない」ことを問題視した(③37)。検察官が主張する論理的可能性は最高裁にも受け容れられなかったのである。

性」すなわち「空虚な可能性」に立脚した推論をしている。すでに考察したところに限っても、たとえば、Kがブルーバードの窓から捨てたガーゼの包帯が、その2・3日後、ガソリンスタンドの境界付近で発見されたガーゼの包帯と同じ物だという可能性はある。可能性がないという証明は困難だろう。また、通常であれば、2か月前の日常生活の「1コマ」である「掃除」で収集したゴミの1つである「ガーゼの包帯」を記憶していた可能性は「ありえない」ほど低いはずである。しかし、論理的可能性の観点から見れば、「ありえない」とは言えないので、検察は「ありうる」と主張したのである。しかし、Kの有罪性の証明にとって、これは論理的にほとんど意味のない主張である。

VI 結語—上告趣意書の欺瞞

(1) 検察官上告趣意書の問題点

本稿では、本件上告趣意の内容に沿い、1・2審の事実認定を振り返って、若干の考察を加えた。その感想を率直に述べれば、検察が主張し、1審が是認した「Kが犯人である」という事実認定は、「普通の社会人の理解」（元最高裁判事 谷口正孝の言葉）から見て、「ありえない」事実認定をベースにしていた。何よりも、動機として、Kが銀行の「金庫を破ろう」と構想したという検察の想定に無理がある。Kは銀行の業務内容を知らなかったし、金庫のメカニズムも知らず、当然、解錠のテクニックもなかった。そのようなKが勸銀の「金庫を破ろう」と考えることはありえない。

さらに、Kが銀行に侵入するストーリーにも、相当な無理があった。検察は、Kがヤッパとプライヤーを持って、勸銀大森支店に侵入したと主張している。そこで、銀行への侵入に関するK自信を見ると、まず、Kが通用門を通ろうとしてドアのハンドルを回すと、「ドアがあいた」ので中に入れたと述べ、次に、通用口の「ドアのハンドルを回すと、これまたドアがあいたので建物内に入った」のだと言う（②226）。このよう

な事態は「ありうる」のか。「普通の社会人」なら、そう考えるだろうが、検察官や裁判官はそう考えない。このような無理を重ねた想定で始まるストーリーにもかかわらず、東京地検はKに無期懲役を求刑し、東京地裁は、この検察ストーリーを全面的に肯定し、Kを有罪（無期懲役）とした。

この検察ストーリーは、あきらかに、経験則を無視し、常識的に「ありえない」内容だろう。だから、常識的には、この種の判決は破棄されると予期しうるし、実際、2審は1審の有罪判決を破棄した。しかも、2審は、犯行現場の「そこに・あった・事実」を前提に、検察ストーリーの根拠となった「K自白」の内容を1つ1つ経験則に従って検証し、K自白の内容を悉く「偽」と認定し、「Kが犯人であることを納得せしめる何物もない」（②264）と明記した。特に、本件犯罪の核心部である宿直行員の殺害に関するK自白を検証し、Kの自白「調書に・書かれた・事実」は行員の「遺体に・残された・傷」と一致せず（前稿Ⅲ（4）参照）、何よりも、絞頸の自白内容が「頸部に・残された・電気コード」の実態と一致しないとし（前稿Ⅲ（5）参照）、結果的にKを無罪とした。この2審の論理は堅実にして妥当なものであった⁴⁶。

検察は、しかし、この2審の結論に納得せず、上告した。このこと自体、理解に苦しむが、驚くべきことは、2審判決の証拠評価が「論理則・経験則」に反すると主張したことであった。実際、誰が見ても、検察ストーリーの方が経験則に反している。先に、Kは、大森支店の通用門を開けようとした時、ドアに触れると通用門が開き、通用口を開けようとした時にも、ドアに触れると通用口が開いたので行内に入れたと述べた。これはKの自白「調書に・書かれた・事実」だが、同時に、検察の主張である。つまり、検察は、Kの自白「調書に・書かれた・事実」をそのまま書き写しているだけで、何らかの確実な前提「事実」をベースにした「推論」という論理則が求める体裁すら整えていない。この点だけでも、検察の主張が「経験則」に反し、「論理則」に反したものだと言える。そう考えれ

46 当然のことだが、最高裁も言う。「被告人に不利なすべての証拠を総合しても、有罪の心証を得ることができない」（③41）、と。

ば、検察は、上告しないという決断もあり得たはずだが、何故か、2審判決が「論理則・経験則」に違反していることを理由に上告した⁴⁷。最後に、この点を要約的に考察し、本稿の結語としよう。

（２）事実の認識における「真偽」の判定基準

事実認定の核心は犯人を特定することだが、多くの場合、それは帰納的推論に依拠して行われる。ところが、上に示した勸銀大森支店に侵入する際の事実認定を見ても、検察官や1審裁判官は、確実な実在的事実を前提に、その前提事実から蓋然的に推論するという論理則に従った形態を採らず、K自白がそのまま犯罪事実として書き写されている。そして、このK自白について、検察官は「真偽」の検証すら行っていない。ここに検察官や1審裁判官の事実認定における最大の欠陥がある。

そこで、犯罪事実に関する「供述の真偽」に関して、我々の考え方を要約しておこう。何よりも、まず、「真や偽」は言明化された「認識」の性質である。我々は、ある認識（たとえば「ここに1本の万年筆がある」という認識）が認識者の志向する対象事実と「一致（符合）」する時、すなわち「そこに1本の万年筆がある」時、その一致の程度に応じて、その「認識は真である」と考える。

このような真理観はアリストテレスに由来するので、我々は、これを「伝統的真理論」と呼び、この考え方が現代でも通用する有効な真理論だと考える⁴⁸。たとえば、分析哲学から構想されたタルスキの真理論は、現代の真理論として有力な立場だが、アリストテレスの伝統的真理論から出発している⁴⁹。そして、我々は、同じ問題意識がカントにもフッサールに

47 2審の逆転無罪判決が出たときの東京高検検事長は辻辰三郎であり、上告趣意書を提出した時点で、辻は検事総長になっているので、2審判決に対する上告はあきらかに辻の意を受けていると思われる。

48 実際、現代のヨーロッパでも、この伝統的な考え方は主潮流の1つである。ポール・フルキエ『哲学講義2』（ちくま学芸文庫、1997年）509頁以下。

49 このことは、タルスキ自身が書いている。アルフレッド・タルスキ（飯田隆訳）「真理の意味論的観点と意味論の基礎」『現代哲学基本論文集Ⅱ』（勁草書房、1987年）87頁以下参照。

も継承されていたことを既に確認している⁵⁰。要するに、真理論（真偽の判断）は、本来、「正しい認識は如何にして可能か」というコンテキストにおいて考察される認識論上のテーマであったことを確認しておこう。

ところで、真理が「認識の真理」だということは、実は、我国の多くの警察官が無自覚的に「知っている」ことである。もちろん検察官も「知っている」だろう。知っておればこそ、日常的な多くの事件の公判において、公判部の検察官は、自白「調書に・書かれた・事実」が犯行現場の実在的な「そこに・あった・事実」と一致していると主張し、そう主張することによって自白の「真理（真実）性」を証明しようとする。同じことは捜査検事にも言える。実際、自白に限らず、目撃証言などの重要な供述が得られれば、必ず「裏づけ捜査」をして、供述「調書に・書かれた・事実」に一致（符合）する客観的・実在的な事実を探し出そうとする。それが「自白」であれば、もっとも綿密に裏づけ捜査が行われる。

こういう捜査の現実を見ると、自白の「真偽」について、捜査官がどう考えているのかは自明である。犯罪に関して言明化された「認識」（たとえば自白調書の内容）の真偽は「調書に・書かれた・事実」に対応し一致する事実の有無によって決まる。彼らはそう考えている。たとえば、電気掃除機の「コードを使って、このように首を絞めました」という具体的な自白があれば、直ちに被害者の遺体に残された絞頸の形態と比較し、自白「調書に・書かれた・事実」と現実の「そこに・あった・絞頸形態」とが一致した時、捜査官はその自白を「真」だと判断する⁵¹。本件のように、両者が一致しなかったならば、K自白は「偽」であると判明する。これが我国の捜査現場における「1つの現実」である。この「1つの現実」は我国の捜査現場の優れた一面であり、現場の捜査官は、あきらかに我々が主張してきた伝統的真理論の正しさを「知っている」と言えよう。

50 本稿では、ほとんどカントに触れることがなかったが、フッサールの論理学は、カントが示した「超越論的論理学」の精密化という一面もある。カント・前掲（上）カント全集4巻138頁以下参照。

51 もちろん捜査官が事前に犯罪現場の「そこに・あった・事実」について被疑者等に全く示唆していないことが前提である。

このように、多くの捜査官が伝統的真理論の正しさを実践しているのだが、それは理論化された知識に裏打ちされていないので、真理は「認識の真理」だということを公然と話す捜査官は少ない。むしろ反対に、真理は「存在の真理」だと語る。たとえば、東京地検公判部室長検事から参議院議員になった佐々木知子は、「我々の求める『事案の真相』とは、閻魔様の鏡に映る嘘偽りのない絶対的な真理に限りなく近いもの」だと書いている⁵²。この佐々木が語る「真理」は、あきらかに「存在の真理」であり、人間が近づこうとする努力の対象である「事象 X」を指している。つまり、小野清一郎や団藤重光が展開した「絶対的真実」もしくは「実体的真実」である。そして、なにしろ「閻魔様の鏡に映るもの」だから、当然、佐々木の真理論は人間の検証の及ぶ範囲にない不可知論的な「真理論」である。

すでに団藤の理論として紹介したように、この不可知論的な真理は、人間が「到達しえない極限概念」である。つまり、人間は神ではないから、「本当のことは「藪の中」にあり、人知では「真理」に到達しえない。したがって、本件 2 審のように、K が「無罪」となった場合でも、「本当は犯人かもしれない」と言うことができる。再審無罪判決が出た時など、事件の捜査をした警察官などが「裁判で無罪になったが、本当はやっている」などという感想の表明を読んだり、聞いたりした経験があるだろう。松川事件の原 2 審公判を挙げるまでもなく、このような観念論（不可知論）によって、我国の被疑者・被告人は甚大な人権侵害を受けている。このことは歴史的な事実だが、どれほど誤判を繰り返しても、刑事裁判実務において、この不可知論的な真理論が消滅することはなかった⁵³。それは、一体、何故だろうか。最後に、そのことを考えよう。

52 佐々木知子『日本の司法文化』（文春新書、2000年）92頁以下参照。

53 実際、我国のアカデミズムにおいて、新カント主義観念論はほとんど批判されなかった。しかし、実務では、特に松川事件の弁護団は全力を挙げて不可知論批判を行った。ところが、アカデミズムでは、そのことも十分に評価されていないように思われる（吉弘／宗岡・前掲48頁以下、147頁以下参照）。松川弁護団に最若手で参加した後藤昌次郎は、後に弁護士会の特別研修講座において、「真実は神様にしかわからない、か」（1985年）という講演をしているが（1989年、毎日新聞社から、同じ題名で出版された）、その後も、状況はかわらなかったように思われる。

(3) 「実体的真実」という観念論は、何故、消滅しないのか

我国の捜査官は、被疑者から自白を取った時など、その裏づけとして、自白内容に一致する実在的事実を探す。これは、既述のとおり、我国の捜査現場における「1つの現実」である。このような場合、もし任意の自白であるならば、自白を裏づける実在的事実は多々あるだろう。当然、「秘密の暴露」もあり、自白の「真理（真実）性」は容易に証明される。

ただし、我国の捜査現場には、「もう1つの現実」がある。本件捜査本部がそうであったように、「取り調べは、朝8時過ぎから夜早いときで11時、遅いときは午前1時、2時までの取り調べが続く」のが「この現実の」実態である⁵⁴。この取調べの中では、目前にある苦痛から免れるために、取調官の意に沿った虚偽の供述が増える。しかし、それは虚偽だから、当然、自白を裏づける実在的事実は見つからない。捜査官は、その都度、裏づけの物証を探し求めることになるが、いずれも無駄足になるだろう。したがって、我々が主張するように、実在的事実の裏づけがなければ、供述の「真理（真実）性」が肯定されないということを検査の公式の原理にすれば、多くの事件の捜査は進まず、事件は解決せず、立件もできなくなる。

この場合、マスコミを介した社会的な批判は警察と検察に向けられるが、それは警察・検察がもっとも嫌うことである。したがって、それを避けるため、我国の捜査現場には、「もう1つの現実」がある。それは、捜査上、必要な事実であれば、それを作り出し、不要な事実であれば、それを隠蔽し、すべてを「調書に・書かれた・事実」で語らせる捜査法である。たとえば、本件公訴事実では、Kはヤップとプレイヤーをもって勸銀大森支店に侵入しているが、Kがそのことを自白したのは1970年12月1日であった。しかし、Kは、10月27日、窃盗罪（Tの猟銃と実包の窃取容疑）で逮捕・勾留され、11月13日、本件犯行を認めたので、11月14日から本件容疑で逮捕・勾留され、取調べを受けていた。この間、調書化されていない

54 「私はなぜ自白したか—勸銀大森支店強殺事件のK氏に聞く」朝日ジャーナル1982・4・9号10頁。なお、Kによれば、「外傷が残らないような巧みな拷問」もあったという（前掲12頁以下）。これは我国における取調べの常態である。

いものを含めて、宿直行員との格闘形態や使用した凶器についての供述があり、また金庫室のボルトをはずした工具に関する供述などもしている。

まず、兇器から見ると、Kは、当初、浦和で勤めていた「うなぎ屋」から持ち出した刺身庖丁だと答えていた。しかし、遺体に残された多くの刺切傷はいずれも軽傷であり、K供述と一致せず、警察はK供述を重視していなかった。むしろ、M夫妻から、自宅にあった「ヤツパがなくなっている」という情報を得て、警察は、Kがブルーバードと共にヤツパを盗んだという方向にK自白を誘導した⁵⁵。次にボルトをはずした工具に移ろう。Kは、工具の見当がつかずにいたが、「プライヤー、モンキー、パイプレンチ、ペンチなどの工具名に番号を書いた紙をみせられ、どれか丸をつけろ」と言われ、「モンキーに丸をつけようとする」と「よく考えてみる」と刑事は言う。そこで、鉛筆をプライヤーに近づけると「刑事が笑っていた」。そして、刑事は、「よくわかってるじゃないか、なぜ今まで黙っていたんだ」と言ったので、Kはボルトをはずした工具がプライヤーだとわかった⁵⁶。

こうして、「Kはヤツパとプライヤーをもって勸銀大森支店に侵入した」という検察ストーリーが完成した。後は、Kがまちがいなくヤツパとプライヤーを所持していたという逸話を様々な書証に残すべく、警察は種々の書証を作る。たとえば、ヤツパに巻きつけた包帯をはがして横浜市内で捨てたという供述書を作り、その周辺にあるガソリンスタンドの店員から、掃除中に包帯を見つけたので、それを拾って捨てたという供述調書を作って、「言葉（証言）」と「言葉（証言）」の一致を作出して、検察ストーリーの「真理（真実）性」を強調する（本稿V（3）参照）。そして、もともと存在しないヤツパやプライヤーに関しては、Kが東京湾に投棄したとい

55 取調官は、凶器に付き「市販されているものの傷ではない」というヒントをだし、最終的に、「Mのところでヤツパが盗まれたと言っている」ということを伝えて、「Mのところから盗んだ」という自白を取り、これを調書化して虚偽の事実を捏造した。松永憲生「大森勸銀事件にみる“自白”の研究」宝石7巻1号312頁以下参照。

56 既述のとおり（本稿IV（3）参照）、警察は、ボルトに残されたツール・マークがプライヤーによるという鑑定結果を事前に知っていた（11月20日付捜査報告書）。なお、松永・前掲309頁参照。

う供述調書を作れば解決する。警察や検察はそう考えている。

そして、そのために必須のトリックとして、「実体的真実」という観念論的な真理論が必要であった。警察や検察のみならず、時には裁判官も、不可知論的な「実体的真実」を強調するが、それは、誤った捜査・誤った起訴・誤った判決の責任を回避するための方便でしかないことに気づくべきである。